

Title	魏晋期淮北平原の地域開発：咸寧四年杜預上疏の検討
Sub Title	The regional development of the Huaibei 淮北 plain during the Wei-Jin Period : an examination of the memorial by Du Yu 杜預 in Xianning 咸寧 4 (278 A.D.)
Author	村松, 弘一 (Muramatsu, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.70, No.3/4 (2001. 7) ,p.47(397)- 70(420)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20010700-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

魏晋期淮北平原の地域開発

——咸寧四年杜預上疏の検討——

村松 弘 一

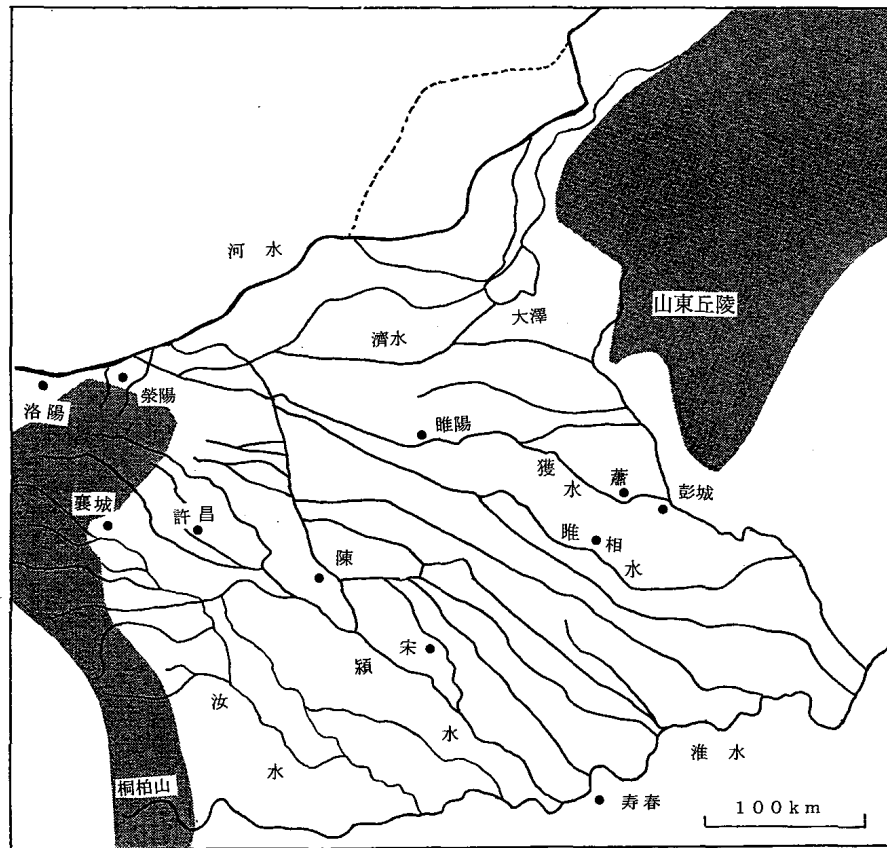
- 1、はじめに
- 2、杜預上疏の歴史的背景
- 3、水害対策としての陂の破壊——杜預上疏の検討(1)——
- 4、淮北平原における陂池開発——杜預上疏の検討(2)——
- 5、おわりに

1、はじめに

陂とは人工的に造られた貯水池のことである。貯水池にはほかに塘とよばれているものもあり、西山武一氏は陂を傾斜地で谷川を堰き止めるダム形式の貯水池、塘を平地の凹所に周辺から流れ落ちる水を貯水する溜め池とし、一般に渠・陂・塘はこの順に規模が小さくなるが、それでも陂の内のあるものは、かなりの大きさをもつという⁽¹⁾。だが、安徽省寿県にある芍陂のように対岸が見え

ないほど巨大なものであっても時代によっては安豊塘や芍陂塘などと呼ばれているように、大きさによってその名称は必ずしも決定されていない。歴史的に、陂池は春秋時代から見られるが、漢代以前は治水・軍事・天然物採取(陂中に生息する魚など)に用いられることが多く、前漢武帝期より灌漑機能を重視されるようになり、後漢期には南陽盆地や淮北平原などにおいて盛んとなったことが知られている⁽²⁾。また、陂と呼ばれるものであっても、その形式は地理的環境によってことなり、①丘陵段丘上の小溜め池②平野出口の谷締切型貯水池③平野部での自然堤防型貯水池と三つに分類できる⁽³⁾。

このように、陂は時代により、地域によりさまざまな型式・名称をたどりながら建設が進められてきたのである。陂の建設もしくは破壊の歴史をたどることは、人が



地図 淮北平原の河川と都市

ある地域の環境に対してどのように向き合い、それを開発したのかということを知る手がかりとなるはずである。⁽⁴⁾そこで、本稿では古代において陂が最も多く建設された淮北平原を対象地域として論ずることとしたい。淮北平原とは北に河水(黄河)、南に淮水、西は秦嶺山脈から続く嵩山より南に走る淮水水源の桐柏山の山系、東は山東半島西部の山東丘陵に挟まれた東西約三〇〇キロメートル、南北約三〇〇キロメートルのなだらかな平原である(地図参照)。⁽⁵⁾ここでは大規模な「自然堤防型貯水池」と類型される陂が造営された。その陂の分布について、漢代は正史などの史料により、北魏時代は『水経注』により、体系的に整理することが可能である。しかし、その中間期にあたる魏晋期についてはわずかな水利事業を知ることしかできず、平原全体の分布状況などを把握することはできない。まさに、史料の空白期なのである。そういった魏晋期における陂開発の状況を伝える重要な史料として『晋書』食貨志に記載された咸寧四年(二七八年)の杜預上疏がある。従来の研究においてもこの史料は魏晋期の「火耕水耨」や晋の屯田制を伝える数少ない史料として社会経済史・農業史・水利史の各分野で利用されてきた。⁽⁶⁾ただし、それらの論考は各々の問題意識

にのっとりその断片を抽出して検討をしたものがほとんどで、上疏全体の解釈は施されてこなかったと言つてよい。この上疏は当時淮北平原に続いてきた水害の防止対策として陂を破壊するよう要求したものである。陂の破壊については漢代にも淮水と汝水の間位置する汝南郡の鴻隙大陂（鴻郤陂）が成帝期に横溢して被害をもたらしたことから翟方進の上奏により破壊された例がある（『漢書』翟方進伝）。だが、杜預上疏が翟方進の上奏と異なるのは、杜預が個別の陂の破壊を求めたのではなく淮北平原の地域全体の開発方法に対して提言を行った点にある。そこで、本稿ではまず、上疏が出されたころの社会的背景と杜預の立場を概観したのち、杜預上疏を読み、魏晋期の淮北平原における陂の建設を中心とした地域開発の状況、さらには杜預がなぜこの上疏のような提言を行ったかを考えてみたい。

2、杜預上疏の歴史的背景

杜預は京兆杜陵の出身で、曹魏が成立したすぐ後の二二二年に生まれた（年表参照）。祖先は前漢の御史大夫の杜周である。この杜周は漢武帝のころ、南陽から長安西北の陵邑である茂陵に徙民された⁽¹⁾。その子の杜延年の

時に長安東南に位置する杜陵に徙された。その子には杜緩・杜欽などがおり、後漢時代にはいと杜篤が出て（『後漢書』文苑伝）、河水の津を絶したことが知られている（『後漢書』王景伝）。祖父の杜畿は後漢末から曹操の華北平定に大功を立てて、魏の河南太守などを歴任し、尚書僕射にのぼった人物で、豊樂亭侯に封ぜられた。父の杜恕は『体論』を著し、幽州刺史になったが、司馬懿とそりがあわず死んでしまったため、杜預はしばらく登用されなかった。その後二五六年に司馬昭が司馬師の死をうけて輔政を嗣ぎ、司馬昭の妹であった高陸公主を妻としたことなどから、三十六歳にしていよいよ杜預の出世が始まることとなる。まず、尚書郎となり、祖父が持っていた豊樂亭侯を世襲した。在職すること四年で参相府軍事に転じ、鄧艾とともに対蜀戦争の中心であった鍾会の軍に参加し、鎮西長史となった。この時、投降してきた姜維を厚遇した鍾会は長史の杜預に対して「伯約（姜維）を以て中土の名士と比ぶるに、公休（諸葛誕）・太初（夏侯玄）は勝るあたわざるなり」と言ったという逸話が残っている（『蜀志』姜維伝）。蜀平定後、鍾会が反乱を起こした際には、その周辺の部下たちはみな迫害されたが、杜預は失脚を免れた。その後、車騎將

杜預及び西晋関連年表

西暦	元号	事項
220	黄初元年	魏の文帝（曹丕）即位（三国時代の始まり）
222	黄初三年	杜預生まれる。
249	正始十年	司馬懿のクーデター（司馬氏専権の始まり）
251	嘉平三年	司馬懿没。
255	正元二年	母丘儉・文欽の反乱。司馬師没。
256	甘露元年	司馬昭輔政。 尚書郎 となる。
257	甘露二年	諸葛誕の反乱（～258年）
259	甘露四年	参相府軍事
260	甘露五年	後廢帝のクーデター失敗
263	景元四年	蜀遠征。 鎮西長史 。蜀の滅亡。
264	景元五・ 咸熙元年	鍾会の反乱。司馬昭晋王となる。
265	泰始元 <泰始中>	司馬昭没。晋の武帝（司馬炎）即位（西晋の成立） 河南尹
268	泰始四年	晋の泰始律令完成。
270	泰始六年 <咸寧中>	安西軍司・秦州刺史 度支尚書 『曆論』を著す。
278	咸寧四年	上疏。 鎮南大將軍・都督荊州諸軍事
279	咸寧五年	対吳戦争開始
280	咸寧六・ 太康元年 <太康中>	杜預江陵を攻略 。吳の滅亡。西晋の統一。 当陽侯 。 『春秋釈例』・『春秋経伝集解』を始めておえる（『春秋経伝集解後序』による）。 司隸校尉・特進 南陽で召信臣の遺跡を修める。
284	太康五年	杜預病没
290	永熙元年	楊駿専権（～291年）
291	元康元年	賈皇后専権（～300年）
300	永康元年	八王の乱勃発（291年とも）
316	建興四年	西晋滅亡

※ゴシックは杜預に関する事項

軍の賈充を中心として晋王司馬昭の命令で開始された律令の制定に中軍將軍羊祜らとともに参加した。この律令は晋の武帝の泰始四（二六八）年になり完成したため、晋の泰始律令と呼ばれる（『晋書』刑法志）。時に、杜預は河南尹となっており、この律令の注解をつくった。なお、『隋書』刑法志には杜預律本二十一卷、『新唐書』藝文志二に賈充・杜預刑法律本二十一卷とある。このころ杜預は官吏の考課も論じている。泰始六（二七〇）年、鮮卑を隴右に討つため安西軍司・秦州刺史となり、長安に行ったが、司隸校尉の石鑿と合わず、免職を上奏された。しかし、杜預が皇室と姻戚関係にあり、豊樂侯であったため、罪を贖われた。その後、度支尚書となり辺境開発に関する施策を行ったが、また石鑿とあらそい免官させられた。数年して再び度支尚書となり、咸寧中には『曆論』を著し、さらに二元乾度曆を奏上し、それは世に通行した。そして、咸寧四年秋、前年の長雨のため水害がおこり、蝗害までも発生したため、次節で検討する杜預の上疏がおこなわれることとなったのである。

ちょうど、この上疏が行われた頃は、まさに対呉戦争を行うかどうかが建議されているところであった。咸寧四（二七八）年十一月、度支尚書であった杜預はともに

早期に対呉戦争を始めるべきとの意見を持っていた征南大將軍羊祜が死去したことから、鎮南大將軍・都督荊州諸軍事となり、さっそく呉の西陵の督であった張政を襲った。その後、呉攻略を武帝に提言し、賈充ら反対派の意見を押し切って、咸寧五（二七九）年十一月いよいよ対呉戦争が開始され、杜預は江陵へ出兵する。次の年、太康元（二八〇）年正月に江陵に到着し、二月には江陵を攻略し、呉の江陵督であった伍延を斬った。その年の三月、遂に呉の孫皓が降り、呉は滅亡し、五月に杜預は対呉戦争の功績により当陽侯に封ぜられた。その後、杜預は賈充らの勢力の圧力におされて、平呉の功績に比して不遇な時代を送ることになるが、司隸校尉となり、加えて特進の位を受け、太康五（二八四）年鄧県に行く途中、六十三歳で病死した。

さて、杜預の著した『春秋経伝集解後序』によれば、「太康元年二月、呉の寇始めて平らぎ、余江陵より襄陽に還り、甲を解き兵を休む。乃ち旧意を申し抒べ、『春秋积例』及び『経伝集解』を修成すること始めて訖う」とあり、ちょうど咸寧四年の上疏が行われる頃には『春秋积例』や『春秋経伝集解』の編修作業もほおえていたであろう。『春秋积例』では左伝に記載される地名

を晋の時代のものに比定している。これを書くに当たり、おそらく『水経』のように何らかの地図を作製したと思われる、また淮北平原西部に位置する汝南の地方誌である『汝南志』を著した⁽⁹⁾ことから、杜預は当時の地理や地勢に精通していたと考えられる。それゆえ、上疏の中で、淮北平原における漢代と魏晋期の土地利用について述べているが、それはかなり信憑性の高いものであったに違いない。このように杜預は武官として蜀・隴右・呉の征伐に携わり、文人として律令・曆・春秋さらには地理の知識を修めるなど、晋の成立と統一の時代にまさに文武にわたる活躍を見せる人物であった。

さて、本稿で扱う咸寧四年の上疏は対呉戦争を開始する直前、その最前線にあたる淮北平原の水害をどのように防ぐか、ということが主題となっている。すなわち、この杜預上疏は晋統一前夜という歴史的に極めて重要な時期における淮北平原の地域開発に関する提言であったと言える。果たして、当時、度支尚書の立場にあった杜預はどのような水害対策をとるべきであると考えたのだろうか。

3、水害対策としての陂の破壊―杜預上疏の検討(1)―

さて、咸寧四年に杜預によって出された上疏の検討に入りたい。この上疏が掲載されている『晋書』食貨志では漢末董卓の乱ののち、魏においておこなわれた水利等の様々な経済政策の後に、本稿で検討する杜預上疏が掲載され、その後には「戸調之式」のくだりが続いている。この上疏は大きく二つの内容から構成されており、前段は水害に対する杜預の対策が述べられ、その提言に対して反対者から意見が出されたのち、それに答えるかたちで後段の上疏が出されたものと考えられる。本稿では便宜的に前段の水害対策を第一上疏、後段の反論部分を第二上疏と称することとする。

咸寧三年、その年の長雨は激しくさらに蟲災まで発生し、淮北平原西部の潁水沿岸に位置する潁川・襄城では春から、ほとんど下種できず、深く憂慮すべき事態に陥っていた。こういった情況に対して次の咸寧四年秋に杜預の上疏が行なわれることとなる。

杜預上疏して曰く「臣すなわ輒ち思惟するに、今者、水災東南特に劇はげしく、但だに五稼収めざるのみならず、居

業^{わざ}並びに損なわれ、下田の在る所汗を停し、高地皆磽
瘠を多くし、此れ即ち百姓の困窮は方に来年に在り。
詔書して切に長吏二千石に告してこれが為に計を設け
んと雖も、大制を廓開せず、その趣舎の宜しきを定む
るも、徒に文具なるを恐れ、益す所蓋し薄からん。当
今秋夏蔬食の時、百姓已に贍^{ゆた}かならざる有りて、前^すみ
て冬春に至らば、野に青草無くんば、則ち必ず官穀を
指仰し、以て生命と為さん。此れ乃ち一方之大事なる
も、豫め思慮を為さざるべからざる者なり。⁽¹⁰⁾

(杜預が上疏して言うことには、このごろ水害は東南
で激しく、その災害により今年の五稼の收穫ができな
いだけでなく、居住地や生業も損害をこうむり、低い
田には水がとどまり、高い土地には水がなく石ばかり
でやせたところが多くなつてしまいました。このこと
により人々の困窮は来年もつづいてしまうのです。詔
書を出して長吏二千石にこのための対策を作らせよう
としても、国の大制を広げることではなく、その取捨す
べきことを定めるのにも、ただ空論を唱えるだけであ
ることを恐れ、現実の利益となることはあまりないと
思います。現在の秋・夏の草や木の実を食べる時にお
いても人々にそれは足りず、この先さらに冬・春にな

れば野に青草がなく、官の保有する穀物を要求して生
きて行くしかありません。これは一地方の大事ではあ
りませんが、あらかじめ国として対策を考えておかねば
ならないことでもあります。)

上疏の出された咸寧四年以前、水害は東南に起きてい
たという。魏晋期における東南の用例としては、魏代に
鄧艾が諸水利事業を治めた際に「東南に事有る毎に、大
軍出征し、舟を汎^{かつ}かべて江淮に下達し、資食儲有りて、
水害無し、艾の建つる所なり」(『晋書』食貨志)という
例があり、ここでは淮北平原を中心として江淮の間をも
含めた対呉国境地帯を意味している。この杜預上疏の言
う東南も同様に淮北平原と淮南の一部を指すものと思わ
れるが、その対象とする中心は前に咸寧三年に潁川・襄
城郡の状況を述べ、次の文に「兖・豫州の東界」とある
ことなどから考えれば、都・洛陽の東南という意味
で、淮北平原を示すのであろう。それゆえ、本稿では上
疏の対象とした東南地域を淮北平原と限定した上で、以
後の論を進めて行きたい。この淮北平原で起きた災害は
今年の收穫ができただけではなく、翌年以降の人々の
生活にも影響を及ぼすものであり、貧困の中で人々は官
の穀物を必要とするであろうから、これを一地方の問題

とするだけでなく、国として根本的な対策をとらなければならぬと、事の重大さを述べている。そこで、杜預はこの水害の対策として以下の三段階の方法を主張する。

臣愚謂らく、既に水を以て困と為し、当に魚菜螺蚌に恃るべきなるも、洪波汎濫し、貧弱なる者は終に得るあたわず。今者、宜しく大いに兗・豫州東界の諸陂を壊し、その帰する所に随いて、これを宣導す。交こもこもに饑えたる者をして尽く水産の饒を得さしむべし。百姓は境界の内を出ずして、且暮に野食す。此れ目下の日給の益なり。⁽¹¹⁾

(私が思いますに、人々は水害によって困窮となり、魚や貝類などの水産物にたよるべきであるのだが、洪水が氾濫してしまつて、貧弱な者はその水産物さえも得ることができません。そこで今、兗・豫州東界の諸陂を破壊して、水流の本来流れる方向にしたがつて、河川の流れを導きます。その後はまず、順番に水産物を飢えた人々に得させるべきです。これによって人々は境界を出ないで流民化することなく、朝夕とりあえず野に食料を得ることが出来ます。これが目下の毎日供給することのできる利益です。)

ここでは、災害対策の第一段階として兗・豫州東界に

建設されていた諸陂を破壊することにより、飢えた民に水産物を食べさせるといふ急場しのぎの方法を述べている。陂の破壊は以下に述べられている災害対策の大前提となつてゐる。陂の破壊とは陂がもともと池の堤防を示す語であることから、陂の蓄水池部分をとり囲む堤防の破壊を意味すると思われる。破壊したのは、水が本来流れるべき方向に河道を修正し、河岸の堤防を修復工事する必要がある。上疏にはさらに、

水去りし後は、填淤の田にして、畝ごとに数鍾を収む。春に至り大いに五穀を種えれば、五穀必ず豊かならん。此又た明年の益なり。⁽¹²⁾

(水が去つたあとは肥沃な田となり収穫量が増加するから、次の年の春に五穀を播種すれば必ず豊饒となります。これが来年の利益となるのです。)

とあり、ここでは水災が収拾したのち、翌年の春に五穀を植えれば豊作となると説く。これが第二段階である。第一段階で陂を破壊したのだから、この第二段階では陂をともしなわぬ五穀耕作を示している。なお、ここで言う五穀について西嶋氏はとくに春まきの陸田作物で麦は含まれないと限定を加えている。⁽¹³⁾ さらに、杜預は数年後の淮北平原の経営方法について続ける、

臣前に啓す、典牧の種牛耕駕に供せず、老いて鼻を穿たざる物に至りては、用うるに益無く、而して徒に吏士穀草の費有り、歳ごとの送任の駕は甚だ少なし、尚お復た調習せず。宜しく大いに出賣し、以て穀に易えて賞直と為すに及ぶべしと。詔して曰わく『孳育の物、宜しく減散すべからず』と。事遂に停寝す⁽¹⁴⁾。

(私は前に次のように申し述べたことがございます。典牧の所有する種牛は農耕や車をひくことに利用されることはなく、年老いて鼻に穴をあけてもいない牛に至つては何も利用価値がなく、さらに、ただ養うための吏士や穀草の費用ばかりがかさみ、毎年送任の駕をする機会は大変少なく、さらに調教することもしていません。よつて、これらを大いに売り出して穀物にして賞直とするべきですと。しかし、『子を産み育てるものは減らしてはいけない』と詔がだされたため、私の提言は沙汰やみとなつてしまつた。)

ここではかつて杜預が上申した内容を述べている。それは費用がかさむだけで利用されない典牧の所有する種牛を売り出して穀物にかえるべきだというものであつた。しかし、それは子を産む種牛などを減らしてはいけないという杜預の意見と相反する詔が出されたため、実現さ

れなかつた。だが、水害を打開する今こそ、この無駄に飼われている典牧の種牛を別の方法で利用するべきであるということがつぎに提言されている。

主者に問うに、今典虞・右典牧の種産牛、大小相い通ずること、四万五千余頭有り。苟も世の用に益せざれば、頭数雖^た多く、其の費日ごとに広たり。古は匹馬匹牛、居れば則ち以て耕し、出れば則ち以て戦い、猪・羊の類の如きにあらざるなり。今、徒に宜しく用うべきの牛を養うは、終^つに無用之費を為し、甚だ事宜を失う。東南は水田を以て業と為すも、人に牛犢無し。今、既に陂を壊し、種牛三万五千頭を分ちて、以て二州の将吏士庶に付し、春耕に及ばしめ、穀登りしの後、頭ごとに三百斛を責すべし⁽¹⁵⁾。是れ無用の費を化^{あらた}むるを為し、水次に運ぶを得て、穀七百萬斛と成る。此れ又た数年の後の益なり。加えて百姓丘を降り土に宅すを以て、将来公私の饒たるは乃ち計るべからず。其の留まる所の好種萬頭は、即ち右典牧都尉の官属をしてこれを養わしむべし。人多く畜少なきは、並な牧地に佃し、其の考課を明らかにすべし。此れ又た三魏近甸は、歳ごとに當に復た数十萬斛の穀を入れるべし。牛は又た皆調習に當て、動^やすれば駕用すべし。皆今日の全

うすべきものなり。⁽¹⁶⁾

(責任者に問うたところ、現在典虞・右典牧が所有する種産牛は大小あわせて四万五千頭あまりいるそうです。もしこれらが世の中のためにならないならば、数がただ多いだけで、その費用は日に日にかさみます。昔、ウマ・ウシは内に居る時は耕作させ、外に出た時は戦鬪に用い、その利用法はブタ・ヒツジの類とは違っていました。いま、利用すべき牛をただ養っているだけでは、結局不必要な費用をかさませることになり、それは良いことではありません。東南地域では水田を生業としておりますが、人々には牛犢がございません。そこで、今陂を壊し、典虞・右典牧が所有する牛のうち三萬五千頭を兗・豫二州の将吏士庶に分け与え、春の耕作にあたらせ、收穫ののち、一頭あたり三(二)百斛を支払わせればよいのです。これはそれまでの不必要な費用をあらためることになりそれを川沿いの倉に運んで集積することにより穀物七百萬斛となるのです。それは数年後の利益となります。さらに、人々を丘から平地に住ませれば、将来公私ともに豊饒となることは計ることができないほどです。分け与えない残りの牛数万頭は右典牧都尉の官属に養牧させ

ます。人が多く畜牧が少ないところでは、牧地を農地としてしまつて、その租税の考課を明らかにするべきでしょう。これにより三国時代の魏の領域近郊では歳ごとに数十萬斛の穀物収入が得られることとなります。牛は調教して、ともすれば車を引くことに用いることができます。これらのことは皆今日、行わなければならぬことでもあります。

ここでは杜預の水害対策の第二段階が述べられている。⁽¹⁷⁾それは前段で無駄に典虞・右典牧が所有してとした種牛を兗・豫二州の将吏士庶に配給して耕作に利用させ、そのかわり一定の穀物を納めさせるという方法である。これにより年間七百萬斛の穀物を得ることができるといふものである。すなわち、この第三の対策を行えば民のみならず国家財政も潤うこととなるのである。

以上の第一上疏をまとめると、陂の破壊↓水産物の配給(目下日給之益)↓五穀の播種||豊饒(明年之益)↓典牧の種牛を農民に貸与||春に牛耕||一頭ごとに三(二)百斛を支払わせる(数年後之益)ということになる。つまり、杜預の水害対策の前提は陂の破壊であり、陂の破壊なしには以下の三段階の対策は機能しないのである。また、この第一の上疏に述べられている対策では

陂を破壊することは主張されているが、水田を畑作に転換すべきであると述べていないことには注意すべきである。

4、淮北平原における陂池開発―杜預上疏の検討(2)―

さて、前節で検討した杜預上疏には、反対者から反論があがった。その内容は明らかになつていないが、この地域の開発の方法としては陂をとまなう水田耕作が最善であると考える人々から反論が出たと考えられる。その反対意見に対する杜預の反論がこの第二上疏である。まず、

預又た言う。諸そ水田を修めんと欲する者は皆火耕水耨を以て便と為す。爾ざるにあらざるなり。然れども、此の事、新田の草萊、百姓の居と相絶離する者に施すのみ。往者、東南は草創人稀にして、故に火田の利を得。頃より戸口日に増し、而して陂場歳ごとに決し、良田変じて蒲葦を生ず。人は沮澤の際に居し、水陸宜きを失い、放牧種を絶やし、樹木立ち枯るるは、皆陂之害なり。陂多ければ則ち土薄く水浅く、潦あるも下潤せず。故に水雨有る毎に、輒ち復た横流し、延びて

陸田に及ぶ。言う者は其の故を思わず。因りて此の土、陸種すべからざると云う。臣、漢の戸口を計り、以て今の陂の処を験とぶるに、皆陸業なり。其れ或いは舊陂舊場有らば則ち堅完修固せん。今謂う所の当に人害を為すべき者にあらざるなり。⁽¹⁸⁾

(杜預がまた上言した。およそ水田を修めようとする者は皆火耕水耨を便利であるとする。確かにそうではないわけではない。けれど、この火耕水耨というものは、新田の雑草が人々の居住地と離れている場合には、み実施可能なものである。かつてこの東南地方は開発が進んでおらず、人はまれであったために火田(焼き畑)の利益を得ることができた。しかし、このごろは戸口が日に増してゆき、陂場が毎年決壊し、かつての良田は変わってしまい蒲や葦が生育するようになった。人が沮澤のすぐそばで居住するようになり、水と陸地はそのバランスを失ってしまった。放牧も種を絶やし、樹木が立ち枯れたのは、すべて陂の害であります。陂が多ければ土が薄く水が浅く、雨が降っても土の下までしみ込むことがあります。よって雨が降るたびに、横流して、その水は陸田に及んでしまいます。反対者(水田を修めようとする者)はこういった理由を考慮

しておりません。だから彼らはここでは陸種すべきではないと言うのです。私は漢代の戸口を計り、今の陂のある処を調べてみると、そこはかつてすべて陸業でありました。また、旧陂旧場があった所では、堅固に補修して引き続き利用します。このような旧陂旧場は今私が言っているような人害を起こすようなものではないのです。

この部分は淮北平原における水害に対する理論的な説明部分である。まず、杜預は当該地における水田を押し進めようとする人々が「火耕水耨」がもっとも便利であると考えているとしている。「火耕水耨」についてはこれまで漢代の注釈などからその農法が一年休閑作か連作かなど様々な意見もあるが、この上疏の文からはそういった農法に対する杜預の見解は明らかにされない。ただ、ここで言う「火耕水耨」は前の第一上疏に反対意見を持つ人々の意見の中に示されていることに注目すべきである。前節で見たように、第一上疏が主張するところは陸田転換論ではなく陂を破壊することである。そうであれば、ここでの「火耕水耨」とは農法自体はどうであれ、陂をとまなう耕作を意味していることだけは確かである。

さて、この杜預の意見に反対したのは誰であったのか。史料にその名は記されていないが、前述したようにこのころの政治の最重要懸案は対呉戦争をするか、否かということであった。杜預は羊祜とともに早々に呉を討伐すべきであるとの主戦論を展開していた。これに対して時期尚早と反戦論を問いた中心人物は賈充であった。この賈充という人物は平陽襄陵の人で、父は魏の豫州刺史となった賈逵である。この賈逵は魏の初期に淮北平原に陂を建設した人物である。「魏志」賈逵伝に延興元年（二二〇年）のこととして、

（賈逵）鄆・汝を遏して新陂を造り、又た山溜長谿水を断じて小弋陽陂を造り、又ら通運渠二百餘里を通す。所謂賈侯渠なる者なり。

このうち新陂は『晋書』食貨志に「場汝水、造新陂」とあることから、汝水を堰き止めて造ったと考えられ、それはおそらく汝水 downstream 地域に位置したと思われる。⁽²⁰⁾ 小弋陽陂は淮南に造られ、賈侯渠は淮北に建設された水運用の渠道である。つまり、対呉戦争論において杜預と対立していた賈充がその父の行った陂建設の政策を批判した杜預の上疏に反論したと考えてよいだろう。実際、この新陂は北魏時代の『水経注』に記載がなく、この杜預

上疏によって廃止された可能性が考えられる。

さて、上疏は次にこの陂をともし「火耕水耨」が未開發地において効果を期待できる農法で、実際に漢代のこの地方は開發が進んでおらず、人口密度が低かったために便利であったのだと言う。つまり、杜預も開發途上段階における「火耕水耨」農法の利用に一定の評価を下しており、これがその前に「非不爾也」と述べる理由になつていたのである。すでに『史記』貨殖列伝に「これを総じて、楚越の地、地広く人希、稻を飯として魚を羹とし、或いは火耕して水耨す」という記載があるのだから、杜預も「火耕水耨」が漢代のこの地域で盛んに行われたことを当然認識していたはずである。⁽²¹⁾ところが、魏になると人口が増加し、それにもなつて過剰な陂池の開發が進んだ。ところが急速な亂開發によつて建設された陂は毎年のように決壊し、漢代には良田であつた田も水生植物であるガマやアシが生育するという状態になつてしまつた。さらに、人々は沮澤のそばに居住するようになり、水と陸の良いバランスが崩れてしまつたという。澤とは池・沼などの低湿地を中心としてその周辺に森林や草地も分布している複合生態系の環境を示すものである。そこはそれまで人の手が加えられていなかった未開

發の土地と考へてよいだろう。人口が増えて澤の周辺に人々が居住するのに従つて、澤周辺の放牧のための草地や森林が農地として開拓されることとなり、放牧も絶えて、木々も枯れてしまつたのである。さらに、上疏は「陂多則土薄水浅、潦不下潤」と続ける。「土薄水浅」は『春秋左氏伝』成公六年に「郇瑕氏土薄水浅」とあり、これに対して杜預は「土薄は地下なり」と注を付している。つまり、上疏文の「土薄水浅」も土地が低く、地下水が浅いと言う意味であろう。つまり、低湿地ということになる。すなわち、そこは雨水が浸透しない、水はけの悪い土地であつた。それゆゑ、雨が降るたびに横溢して、陸田まで水が及ぶことになつてしまつたのである。

また、上疏中に陸田・陸種・陸業の語があるが、陸田の事例は晋以前ではこの杜預上疏が初出である。通常、水田を稲作、陸田をアワもしくは麦作の農地と解するが、すくなくともここでは作付けする作物は限定されていない。この上疏の文脈ではその農地が陂を伴うか伴わないかが問題なのである。つまり、陂を伴う農地が水田、伴わないものが陸田と表記されているにすぎない。高い土地を示す「陸」とあることから陸田は河岸に広がる自然堤防などの微高地に造られたものであろう。つまり、漢代

は水はけの良い自然堤防上に陸田を造り、天水もしくは河川を直接引いて灌漑していたのである。ところが、魏になるとその微高地に陂が建設されてしまい、それにともなつて陸田が削られ減少した。それが杜預の言う「以て今の陂の処を驗ぶるに、皆陸業なり」ということなのである。実際、魏では自然堤防上の微高地ではなく、より低い澤付近の湿地にまで農地を拡大し、それにともなつて灌漑用・防水害用の陂が造られた。陂は対象とする農地よりも高い位置に建設されなければならぬから、陸田を削減してそこに陂がつくられたのである。たとえば、鄭陂は陽平・沛郡太守の鄭渾によつて魏の文帝時期に造られたもので、『魏志』鄭渾伝に、

陽平・沛郡二太守に遷る。郡界下溼にして、水澇の患いありて、百姓飢乏す。渾、蕭・相二県界に陂遏を興し、稻田を開く。郡人皆以て不便と為す。渾曰く「地勢洿下なれど、宜しく漑灌すれば、終に魚稻経久の利有らん、此れ民を豊にするの本なり」と。遂に躬ら吏民を率いて、功夫を興立し、一冬の間にして皆成る。比年大收して、頃畝歳ごとに増す、租入倍常たり。民其の利に頼り、石に刻してこれを頌し、号して鄭陂と曰う。

とあり、沛郡が低湿地にあり、水害を患っていたため、蕭・相二縣に建設されたという。蕭県と相県は獲水・睢水という河川に挟まれた窪地で、そこに両河川からの水が一度に流入しないように、獲水・睢水の河岸の自然堤防上に陂を建設し、水量を調節して両県間の窪地を灌漑したと考えて良いだろう。杜預上疏から考えれば、この付近の低湿地では漢代に農地開発が行われていなかったが、魏の時代に入り新たに水田が造られるようになったと考えられよう。杜預は後文にあるようにこの鄭陂のような魏以降造られた陂の破壊を要求したのである。

こういった魏の時期に新たに造られたものは破壊の対象としたが、古い陂や塘は災害原因にならないから修復して継続利用するべきであるという。すでに見たように杜預は未開発地域での陂をともなう「火耕水耨」には一定の理解を示しており、漢代以前の陂を破壊する必要は無いわけである。さて、つぎに彼は自説を補強するため、かつての陂破壊要求事例を挙げた。

臣前に尚書胡威の宜く陂を壊すべしと啓するを見る。其の言懇至なり。⁽²²⁾

(私は前に尚書の胡威が陂を破壊すべきと申し上げたことを見ましたが、その発言は十分にゆきとどいたも

のであると思ひました)

ここで杜預以前にも陂の破壊を提言した人物がいたことがわかる。淮南寿春出身の胡威は父の胡質とともに清慎として世に知られた人物で、魏の曹操の頃から出仕し、豫州刺史や尚書、青州刺史などを歴任し、太康元年卒した(『晋書』胡威伝)。かつて、杜預とともに皇太子除服を奏議したこともある。彼の陂破壊の上言は史料に残っていないが、豫州刺史の任にあつたときに出されたのかもしれない。さらに、杜預はもう一つ例を挙げる。

臣中なかごろ者又見るに、宋侯相の応遵、便宜を上し、泗陂を壊し、運道を徙さんことを求む。時に都督・度支の共に当る処に下すも、各見る所に拠りて、遵の言に従わず。臣、遵の上事を案ずるに、運道東して寿春に詣いたるに、旧渠有りて、泗陂によらざるを可とす。泗陂、遵の地の界に在りて、地を壊すこと凡そ万三千余頃、成業を傷敗す。遵の縣領応に二千六百口を佃すべし。至少と謂うべきなれど、猶お地狭く、力を肆くすに足らざるを患う。此れ皆水の害を為すところなり。共に恤す所に当たれども都督・度支方に復た異を執り、見る所の難にあらず。直だ不同を以て理を害するなり。人心見る所既に同じからず、利害の情も又た異有り。

軍家の郡県と、士大夫の百姓と、其の意同じ者有ることなし。此れ皆、其の利を偏らせ以て其の害を忘れる者なり。此れ理の未だ尽くせざる所以にして、事多く患ふるの所以なり。⁽²³⁾

(私はその後また次のようなものを見ました。それは宋県の侯相であつた応遵が便宜をはかるように上言して、泗陂を壊し、運道を徙すことを求めたものであります。時に彼の意見をうけて都督・度支が共に担当しているところに命令を下しましたが、それぞれの見解から彼らは遵の上言に従いませんでした。私が遵の上言を考えてみますと、運送道は東の寿春にまで至りますが、そこにはもともと旧渠があり、泗陂を経由する必要はありません。泗陂は応遵の治める地にあつて、それはその地の万三千余頃の土地を破壊しており、それによつて当地の人々の生業も傷ついております。応遵の治める縣の領地では二千六百口分を耕作しなければなりません。それは大変少ないと言えるのですが、それでもなおその土地が狭く、人々が力をつくして耕作するのに足りないことがそのうれいとなつております。これはみな水が災害をおこしているところであり、共に入々を救恤する立場にありながら、都督

と度支は県に異論を唱えましたが、それは見解の相違などではありません。ただ、立場が同じでないことによつて道理を害しているのです。人の心や見解は同じではありません、利害の情も人によりまた異なつています。軍家（都督と度支）と郡県、士大夫と百姓はその意見が同じことなどないのです。これはみながその自らの利益に偏り、その本当の害を忘れたものであります。これは道理が未だつきない理由であつて、事が多くうれいとなつている理由であります。

ここで応遵が破壊を求めている泗陂は宋県が潁水・夏肥水間にあることから、その付近に造られた陂と考えられる。この陂は漢代の史料に記載が無く、また杜預は後述するように魏以降に造られた陂の破壊を求めているのだから、この泗陂も魏代に建造されたものと思われる。この応遵による陂破壊の提言は都督・度支と県との間に利益の摩擦が生じて、結局実現されなかつた。杜預は陂の破壊に一定の理解を示しているものの一方的に応遵の肩を持つてゐるわけではない。杜預は泗陂を破壊すること自体には賛成しているが、応遵が運道の変更を破壊の理由として挙げている点には納得がいかない。泗陂を破壊しなくても旧渠を通れば寿春へと物資を輸送できるか

らである。杜預が廃止を求めている理由は、陂の建設により土地が万三千余頃も削られていることにある。これにより、人口の少ない県でありながら、必要な食料も収穫できず、民衆は貧困となつていたのである。すなわち、ここで陂の建設↓農地の削減↓収穫量減少↓民衆の貧困というシナリオをこの宋県の事例から主張しようとしているのである。この論理を豫州全体で考へて次のように言う。

臣又案ずるに、豫州界二度支⁽²⁴⁾の領し佃す所の者は、州郡大軍の雑士なりて、凡そ水田七千五百余頃を用いるのみ。計るに三年の儲は、二万余頃に過ぎず。常理を以てこれを言わば、無用の水を多く積することを為すこと無からん。況んや今に於いてをや、水澇盆溢して、大いに災害を為す。臣⁽²⁵⁾以為らく、其の失当与^よりは寧ろ之を瀉し、濬せざらんと。

（私が考えることには、豫州の度支が領有して農耕を行ふのは州郡大軍の雑士であり、それは水田七千五百餘頃を利用しているだけです。そしてそれが三年である餘頃を計算してみると、それは二万余頃に過ぎないのです。一般の道理にてらして言うならば、無用の水を多く蓄積するべきではないでしょう。ましてや今

ではそれが長雨で溢れてしまい、それが大きな災害を招いているのです。私は陂のうち道理にあわないものをそのままにするよりは、むしろそれを流してしまつて、蓄水しないほうがよいと思います。」

杜預はここでは、前段を受けて、豫州で度支の領有する地では陂が多く建設されて農地が削減されているために、水田による収穫はあまり期待できないことを指摘する。だから、陂によつて蓄水しても無駄であるし、さらに今ではそれが横溢して災害の原因となっている。それゆえ、これまで彼が繰り返して主張してきたように陂を破壊するべきであると述べている。そして、最後にその旨の詔を出すよう要求する。

宜く明詔を發して、刺史二千石に敕ぐべし。其れ漢氏の旧陂旧場及び山谷私家の小陂は、皆当に修繕して以て水を積すべし。其れ諸そ魏氏以来造立する所、及び諸そ雨に因りて決溢する蒲葦馬腸陂の類は、皆決してこれを瀝さん。長吏二千石は躬親ら功を勧め、諸そ食力の人は並な一時功令に附し、水凍るに及ぶ比、粗枯涸するを得て、其の功実を修めし所の人皆以て之に俾う。其の旧陂場溝渠の補塞する所有るに当たるは、皆微跡を尋求せん。一に漢時の故事の如きは、豫は部

と為るに分けて上に列せらる。冬東南兵を休め交代するを須ち、各一月留まりて、以て之を佐けん。夫れ川瀆には常流有り、地形には定体有り。漢氏の居人衆多なれども、猶お以て患い無し。今、其の患う所に因りてこれを宣寫せん。古事を跡ねて以て近を明らかにするは大理顯然なり。坐論して得るべきなれど、臣愚意に勝えず。竊に謂えらく最も是れ今日の実益なりと。

(詔を出して刺史二千石の役人たちに次のように告げるべきです。漢代からある旧陂旧場と山谷私家の小陂は、修繕して蓄水すべきである。魏代以降造られたものと雨がふると決溢する蒲葦が生育し馬の腸のように長くなつてしまつた陂の類は決壊して流してしまいなさいと。長吏二千石は自ら工事に励み、はじめ庶民がみな三ヶ月工事について、水が凍つて水がほぼ枯涸したところには、工事に実績のある人を工事に従事させるようにします。旧陂場溝渠の補塞すべき所はわずかな漢代の跡でもそれをさがさせます。漢の先例では、豫州は州部となるときに上位に列せられています。〔ですから漢のころのように戻せば必ず災害はなくなるはずで〕。さらに、冬になつて東南で兵を休めて交代するのをまつて、兵を一月ここに滞在させて、工事を助

けさせます。そもそも川瀆には常流が有り、地形には定体があります。漢代の居住民は多かつたけれども、災害はありませんでした。今、その災害の発生した所では、水を陂によつてとどまらせずに、流してしまふべきです。古きをたずねて今のことを明らかにすることが大いに道理にかなつてゐることは明らかであります。議論してよりよき方法を得るべきではありませんが、私は他の人の愚かな意見にたえられません。私は私が申し上げました方法が最も今日の実益となるものと思ふのであります。

ここは杜預上疏の結論部分である。杜預は詔で次の二つの方向性を示すように言う。まず、一つは、漢代の陂場及び丘陵にある個人経営の小さな陂は修繕し、継続して利用すべきであるとする。すでに見てきたように、彼は開発があまり進んでいないころの陂をとまなう水田農法である「火耕水耨」に対しては一定の評価をしており、漢代の陂は水害の原因となるものでないと考えている。第二は曹魏以降造られた陂及び大雨がふるとすぐに決壊してしまうような蒲葦が生育し馬の腸のように長く延びた浅い陂の類は破壊すべきであるとする。まさに、魏以来、平原部で過剰なまでに乱開発された陂が水害の原因

で、それを破壊することが重要であると考えているのである。この指針に則り長吏二千石が中心となつてつぎのように具体的な工事を進める。①食力の人Ⅱ三ヶ月破壊工事に従事②水が凍るころ、水が枯渇↓工事に実績のあつた者Ⅱ河道修繕工事③冬に交代する兵Ⅱ一ヶ月淮北の工事現場にとどめて作業を補助するという三段階を経て完成する。兵を利用することにより工事の迅速化が図られることになる。前述したようにこの地方は対呉戦争の最前線にあたり、できるだけ早急に工事を完成する必要があつた。また、修繕すべき陂についてはかつてのがたに戻すため、わずかな過去の跡までも調査することが求められた。以上が前・後二度にわたる杜預上疏の内容である。

さて、これまで見てきた杜預の上疏に対して『晋書』食貨志ではその直後に「朝廷これに従う」と記されている。これについてはどれだけ効果があつたのか疑問視されてきた⁽²⁸⁾。具体的に淮北平原で魏晋期(後漢末曹操専権期も含む)に造られた陂を史料でみると四つだけ確認することが出来る。このうち、賈逵の新陂、鄭渾の鄭陂、宋侯相であつた応遵が破壊を求めた泗陂はすでに言及したものである。もうひとつは、後漢末、曹操がす

に実権を握っていた興平元年（一九四年）に陳留・濟陰太守であった夏侯惇が太寿水を断じて作った夏侯長塙の陂（『魏志』夏侯惇伝）である。このほか、具体的な名称はわからないが、司馬懿の命で豫州刺史の鄧艾が正始年間に潁水の北・南に陂を治めたことが知られている（『魏志』鄧艾伝・『晋書』食貨志）。具体的に名称のわかる四つの陂は『水経注』に鄭陂が「昔」時のこととしてあるほかは全く記載がなく、北魏時代までにすべて利用されなくなつたと思われる。つまり、これら魏晋期に建設された陂は本稿で検討してきた杜預上疏によって破壊されてしまつた可能性がある。これらの事実は一定程度、杜預の意向が実行に移されたことを物語るものである。ただし、それにもかかわらず、『水経注』では依然として淮北平原に多くの陂が分布していることも事実である。このことに関しては陂の建設される地理的環境と関連付けて別に検討を加える必要があると思われる。

5、おわりに

以上、晋統一前夜に度支尚書の杜預によって提出された淮北平原における陂の破壊を要求する上疏の内容を検討してきた。ここで彼の上疏から時間軸に沿って淮北平

原の開発の有り様を復原してみたい。まず、漢代以前、この地域は未だ開発の進んでいないところで、陂をとまなう水田耕作である「火耕水耨」が行われ、微高地では陸田が造られていた。そのバランスはうまく調和しており、水害の原因とはならなかった。ところがその後、魏の時代に入るとこの地域の戸口が増加し、それに応じて漢代に陸田であつた所にまでも陂が加速度的に建設された。人々はそれまで農地として利用していなかつた澤の付近に居住し、生態系のバランスが崩れ、放牧は絶え、樹木は枯れてしまった。そういった状況の中で過剰なまでに建設された陂の周辺は徐々に水はけが悪くなり、毎年のように決壊するようになり、周辺の陸田をも水没させるまでに至つてしまった。さらに、陂を建設することにより農地が削られ、生産量が減少する。こういった中で、役人の中には陂を破壊するよう求めた者もあらわれたが、結局実行には移されなかつた。

魏の成立から約六十年、晋王朝の中央では対呉戦争を開始すべきか否かが討議されている最中、紛争の最前線にあたる淮北平原では上記のような人為的な生態環境の変化により毎年のように水害が発生した。その被害は五穀の収穫ができないだけでなく、彼らの生業をも奪つて

しまうほどで、当年のみならず、その後にまで影響を与えるほどのものであった。この事態に対して対呉戦争開戦賛成派の杜預が水害の原因を陂の乱開発に求め、提出されたのが本稿で扱った上疏なのである。そこに述べられた対策は陂を破壊し、河川の水を本来の流れのなすがままにし、その後は陂をともしなわれない五穀栽培を行い、さらに典牧の所有する種牛を農民に配分し、耕作に利用させ、牛の貸与金を支払わせるといふものである。これにより百姓も国も潤うことになるのである。さらに、対呉戦争に備えてできるだけ早く工事を完了するため、郡県の民のほかに兵士に作業を補助させようとした。

上疏の中で注目すべき点がある。それは杜預がすべての陂を破壊せよとは主張していないことである。彼が破壊を求めたのは曹魏以降造られた陂、大雨がふるとすぐに決壊してしまうような蒲葦が生育し馬の腸のように長く延びた陂の類であり、漢代の陂場及び丘陵にある個人経営の小さな陂は修繕し、継続して利用すべきであるとしたのである。つまり、水と陸のバランスが保たれるように建設されていた漢代の陂は水害の原因ではないと考えたのである。それゆえ、工事においても、それは破壊するのではなく、漢代の跡を探索し、それに基づいて修

復することが求められた。それは「古事を跡ねて以て近きを明らかとす」という西晋統一以前に生きた杜預自身の信念からであったのではないだろうか。漢代に災害がなかったのだから、その時代と同じような環境利用の方法に戻せば、災害がおこることはないと言おうとしているように思われる。そのことは呉を平定した後にも実践されている。南方の南陽盆地に行き水利事業を行ったときのことである。

又、邵信臣の遺跡を修め、激して澧涪諸水を用いて、以て原田万余頃を浸す。疆を分けて石に刊し、定分有らしめ、公私利を同じくす。衆庶これに頼り、号して「杜父」と曰う。(『晋書』杜預伝)。

邵信臣は南陽太守として南陽郡穰・新野・朝陽一帯を灌漑する六門陂(鉗廬陂)を造り、民のために「均水約束」を作った人物である(『漢書』循吏列伝)。杜預はこの六門陂を復興させたと思われる。すなわち、漢代の陂池を修治・利用し、水争いが起こらないように水の配分の取り決めを行ったのである。これは淮北平原で漢代に造られたものは修復するように求めた時の杜預の理念とほぼ一致した行動である。漢代の先例を参考にしながら、地宜に適った水利方法を行うべきだと考えたのである。

まさに、「古事を跡ねて以て近きを明らかとす」ることを実践しているのである。すでに度々上疏の中で見てきたように、杜預は災害が少なかつた漢代へ水利開発の方法を戻そうと主張してきた。彼は魏以来の新たな過剰な乱開発が国家分裂の状態を続けさせていると考えたのかもしれない。後漢末の黄巾の乱から約百年後、戦乱時代しか知らない杜預は魏以来変化してしまった水利環境開発の方法を漢代のものに回帰させることによって再び平和な統一時代を迎えることができると考えていたのではあるまいか。

註

- (1) 西山武二「中国における水稻農業の発達」(『農業総合研究』三一一、一九四九年。のち『アジア的農法と農業社会』東京大学出版会、一九六九年、所収)
- (2) 佐藤武敏「古代における江淮地方の水利開発」(『人文研究』十三一七、大阪市立大学文学会、一九六二年)、「江淮地方の水利開発」(『歴史教育』十六一一〇、一九六八年)など。
- (3) 福井捷朗「火耕水耨の議論によせて―ひとつの農学的見解―」(『農耕の技術』三三三、一九八〇年)
- (4) 拙稿「中国古代関中平原の都市と環境―咸陽から長安へ―」(『史潮』新四十六号、一九九九年)では咸陽から

長安への遷都について、陂池と都市水利との関係を軸に論じた。

- (5) 前掲注(3) 福井論文。
- (6) 屯田制については西嶋定生「魏の屯田制―特にその廃止問題をめぐって―」(『東洋文化研究所紀要』十号、一九五六年、のち『中国経済史研究』東京大学文学部、一九六六年に補訂所収)で利用され、「火耕水耨」については西嶋定生「火耕水耨について」(『和田博士還暦記念東洋史論叢』一九五一年、のち前掲『中国経済史研究』に新訂所収)、米田賢次郎「応劭『火耕水耨』注より見たる後漢江淮の水稻作技術について」(『史林』三十八五、一九五五年)、「陂渠灌漑下の稲作技術」(『史林』六十四三、一九八一年、ともにのち『中国古代農業技術史研究』同朋舎出版、一九九一年所収)、ほかで利用されている。また、水利史の方面からは佐久間吉也「晋代の水利について」(『福島大学学芸学部論集』十七一一、一九六四年、のち『魏晋南北朝水利史研究』開明書院、一九八〇年、所収)も利用している。
- (7) 漢代に江淮地域の豪族が多く関中の陵邑に徙民されたことは鶴間和幸「漢代における関東・江淮豪族と関中徙民」(中嶋先生古稀記念事業会「中嶋敏先生古稀記念論集」上、一九八〇年、汲古書院)ほか参照。
- (8) 晋の泰始律令については堀敏一「晋始律令の成立」(『東洋文化』六十号、一九八〇年、のち『律令制と東アジア世界』汲古書院、一九九四年所収)ほか参照。
- (9) 文廷式『補晋書藝文志』ほか。

(10) 以下、特別な変更点がない限り、中華書局本『晋書』食貨志に基づき、上疏文の原文を示す。

杜預上疏曰「臣輒思惟、今者水災東南特劇、非但五稼不收、居業并損、下田所在停汙、高地皆多磽确、此即百姓困窮方在來年。雖詔書切告長吏二千石為之設計、而不廓開大制、定其趣舍之宜、恐徒文具、所益蓋薄。当今秋夏蔬食之時、而百姓已有不贍、前至冬春、野無青草、則必指仰官穀、以為生命。此乃一方之大事、不可不豫為思慮者也。〔晋書〕食貨志」

(11) 臣愚謂既以水為困、当恃魚菜螺蚌、而洪波汎濫、貧弱者終不能得。今者宜大壞堯・豫州東界諸陂、隨其所歸而宣導之。交令饑者尽得水產之饒、百姓不出境界之内、且暮野食、此目下日給之益也。〔晋書〕食貨志

(12) 水去之後、填淤之田、畝收數鍾。至春大種五穀、五穀必豐、此又明年益也。〔晋書〕食貨志

(13) 前掲注(6)西嶋「火耕水耨について」。

(14) 臣前啓、典牧種牛不供耕駕、至於老不穿鼻者、無益於用、而徒有吏士穀草之費、歲送任駕者甚少、尚復不調習、宜大出賣、以易穀及為賞直。詔曰、「孳育之物、不宜減散。』事遂停寢。〔晋書〕食貨志」

(15) 「三百斛」について七百萬斛を得るためには牛三万五千頭に一牛あたり「二百斛」を課することにしないと計算が合わなくなることから『晋書』注では「二百斛」とする。

(16) 問主者、今典虞右典牧種産牛、大小相通、有四萬五千余頭。苟不益世用、頭數雖多、其費日広。古者匹馬匹牛、

居則以耕、出則以戰、非如猪羊類也。今徒養宜用之牛、終為無用之費、甚失事宜。東南以水田為業、人無牛犢。今既壞陂、可分種牛三万五千頭、以付二州將吏士庶、使及春耕。穀登之後、頭責三百斛。是為化無用之費、得運水次成穀七百萬斛、此又數年後之益也。加以百姓降丘宅土、將來公私之饒乃不可計。其所留好種万頭、可即令右典牧都尉官屬養之。人多畜少、可並佃牧地、明其考課。此又三魏近甸、歲當復入數十萬斛穀、牛又皆當調習、動可駕用、皆今日之可全者也。〔晋書〕食貨志

(17) 渡辺信一郎「火耕水耨の背景―漢・六朝の江南農業―」(『日野開三郎博士頌壽記念論集中国社会・制度・文化史の諸問題』中国書店、一九八七年)は「東南以水田為業、…此又數年後之益也。」の部分を用いし、前段から続く詔の一部であるとすが、ここでは杜預の主張する陂の破壊を前提とする春の耕作に牛を利用することが述べられており、また、「數年後之益」という語が前の「目下日給之益」「明年之益」と対応していることから、本稿ではこれは杜預上疏の続きと考えた。なお、中華書局本『晋書』でも詔は「孳育之物、不宜減散」の部分のみとしている。

(18) 預又言、諸欲修水田者、皆以火耕水耨為便。非不爾也、然此事施於新田草萊、与百姓居相絶離者耳。往者東南草創人稀、故得火田之利。自頃戸口日增而陂塌歲決、良田變生蒲葦、人居沮澤之際、水陸失宜、放牧絶種、樹木立枯、皆陂之害也。陂多則土薄水浅、潦不下潤。故每有水雨、輒復橫流、延及陸田。言者不思其故、因云此土不可

陸種。臣計漢之戸口、以驗今之陂処、皆陸業也。其或有旧陂旧場、則堅完修固、非今所謂当為人害者也。〔晋書〕食貨志)

(19) たとえば、前掲注(6)西嶋「火耕水耨について」は一年休閑作とし、米田「陂渠灌漑下の稲作技術」と前掲注(17)渡辺論文は連作であるとする。

(20) 『三國志集解』に「汝寧府東」とあり、漢代の汝南県の東ということとなる。

(21) 『史記』貨殖列伝のこの記載について、鶴間和幸氏は淮水以北でも「火耕水耨」が行われていたことを示すものとしており(「漢代豪族の地域的性格」『史学雑誌』八十七—十二、一九七八年)、本稿でも淮北を含むものとして解することとする。

(22) 臣前見尚書胡威啓宜壞陂、其言懇至。〔晋書〕食貨志)

(23) 臣中者又見宋侯相応遵上便宜、求壞泗陂、徙運道。時下都督度支共処当、各拋所見、不從遵言。臣案遵上事、運道東詣寿春、有旧渠、可不由泗陂。泗陂在遵地界、壞地凡万三千余頃、傷敗成業。遵縣領心佃二千六百口、可謂至少、而猶患地狹、不足肆力、此皆水之為害也。当所共恤、而都督度支方復執異、非所見之難、直以不同害理也。人心所見既不同、利害之情又有異。軍家之与郡縣、士大夫之与百姓、其意莫有同者、此皆偏其利以忘其害者也。此理之所以未盡、而事之所以多患也。〔晋書〕食貨志)

(24) 前掲注(6)西嶋「火耕水耨について」は「二」を「中」の誤りと推測している。

魏晋期淮北平原の地域開発—咸寧四年杜預上疏の検討—

(25) 臣又案、豫州界二度支所領佃者、州郡大軍雜士、凡用水田七千五百余頃耳、計三年之儲、不過二万余頃。以常理言之、無為多積無用之水、況於今者水澇盆溢、大為災害。臣以為与其失当、寧瀉之不瀦。〔晋書〕食貨志)

(26) 宜發明詔、敕刺史二千石、其漢氏旧陂旧場及山谷私家小陂、皆当修繕以積水。其諸魏氏以来所造立、及諸因雨決溢蒲葦馬腸陂之類、皆決瀝之。長吏二千石躬親勸功、諸食力之人並一時附功令、比及水凍、得粗枯澗、其所修功夷之人皆以俾之。其旧陂場溝渠当有所補塞者、皆尋求微跡。一如漢時故事、豫為部分列上。須冬東南休兵交代、各留一月以佐之。夫川瀆有常流、地形有定体。漢氏居人衆多、猶以無患。今因其所患而宣寫之。跡古事以明近、大理顯然。可坐論而得、臣不勝愚意。竊謂最是今日之実益也。〔晋書〕食貨志。一部標点を中華書局本から改変した)

(27) 『漢書』地理志に「荆・河は惟れ豫州。：厥の土惟れ壤にして、下土は墳墟なり。田は中の上、賦上の中を錯む」とあり、その地の賦は「上の中」であることから、上疏に「上に列せらる」とあるのであろう。

(28) 岡崎文夫「支那古代の稲米稲作考」(『南北朝に於ける社会経済制度』、弘文堂、一九三五年)において「併し果してどの程度迄実行せられたる乎。之を西晋一般の政情に照して疑なき能わず」とし、佐久間吉也「晋代の水利について」(『福島大学学芸学部論集』十七—一、一九六四年。のち『魏晋南北朝水利史研究』開明書院、一九八〇年、所収)もこれに従う。また前掲注(6)西嶋「火耕

水耨について」は「その詳細は判明しない」と言う。

(29) この水利施設は後漢時代にも杜詩という人物によって修治されたことが知られている。『後漢書』杜詩伝に、「七年、遷南陽太守。…又修治陂池、広拓土田、郡内比室殷足。時人方於召信臣、故南陽為之語曰『前有召父、後有杜母』」とある。杜預を「杜父」と呼んだのはこの杜詩を「杜母」と呼んだことに由来しているのかもしれない。